

令和四年十二月十六日受領
答弁第五五号

内閣衆質二一〇第五五号

令和四年十二月十六日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員城井崇君提出北九州港及び関門航路の整備推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出北九州港及び関門航路の整備推進に関する質問に対する答弁書

一について

北九州港廃棄物海面処分場については、港湾工事により発生する浚渫土砂並びに一般廃棄物及び産業廃棄物を受け入れるため、北九州港の港湾管理者である北九州市が響灘東地区において整備を行っており、政府としては、その整備費用の一部を補助しているところである。

二について

北九州港新門司地区複合一貫輸送ターミナルについては、現在、その「航路、泊地」における水深が八メートルであるが、御指摘の「船舶の大型化」に対応するため、政府としては、当該「航路、泊地」における水深を十メートルまで確保するための整備を行っているところである。

三について

「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成二十二年三月二十六日付け国官会第二千三百十七号国土交通事務次官通知）に定める社会資本総合整備計画に基づく北九州港における港湾施設の整備については、政府としては、社会資本整備総合交付金により同港の港湾管理者である北九州市に対して支援を行っている

ところである。

四について

北九州港西海岸地区の岸壁については、同港に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項に規定する港湾計画において、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条に規定する大規模地震対策施設として位置付けられており、また、老朽化が進行していることから、政府としては、御指摘の「老朽化対策」に合わせて「耐震化」を行っているところである。

五について

関門航路については、現在、その水深が十二メートルであるが、船舶の大型化に対応するとともに船舶の航行の安全を確保するため、政府としては、当該航路における水深を十四メートルまで確保するための整備等を行っているところである。